

1. 件 名：柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護規程変更に係る面談

2. 日 時：令和4年11月10日 10時30分～12時30分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、義崎上席安全審査官、小林主任
安全審査官、千明主任安全審査官、服部主任安全審査官、岩崎安全審査
官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部 原子力調査グループマネージャー 他5名

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、令和4年10月27日に申請のあった柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護規程変更認可申請に関して、セーフティに及ぼす影響について説明を受けた。原子力規制庁はセーフティに及ぼす影響の有無について説明する準備が整っていないと認識し、まず、説明スケジュール等を示すよう事業者に求めた。
- (2) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の面談を踏まえて対応する旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、対面で実施した。